

令和4年度 玉掛け技能講習の開催について

つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了したものでなければ従事することができません。

この度当協会では、その資格を取得していただくため、下記により技能講習を開催いたしますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させて頂きませうご案内いたします。

記

1 《一般コース》 未経験者の方を対象とした講習です。

《特例コース》 受講資格

- (1) クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置で、つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上ついた経験を有する者
- (2) 労働安全衛生法第59条第3項の規定による特別教育を受けて、クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置で、つり上げ荷重又は制限荷重が1トン未満のものの玉掛けの業務に6ヶ月以上ついた経験を有する者

2 講習日時及び会場

[実技講習会場]

- | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|--------|---------|-------------|
| (1) | 4年 | 4月21日(木) | 22日(金) | 24日(日) | 《一般コース》 | 芝浦機械(株)沼津工場 |
| (2) | | 6月30日(木) | 7月1日(金) | 3日(日) | 《一般コース》 | 芝浦機械(株)沼津工場 |
| (3) | | 7月7日(木) | 8日(金) | 10日(日) | 《特例コース》 | (株)明電舎沼津事業所 |
| (4) | | 9月22日(木) | 23日(金) | 25日(日) | 《一般コース》 | 芝浦機械(株)沼津工場 |
| (5) | 12月 | 1日(木) | 2日(金) | 4日(日) | 《一般コース》 | 芝浦機械(株)沼津工場 |
| (6) | 5年 | 2月2日(木) | 3日(金) | 5日(日) | 《一般コース》 | 芝浦機械(株)沼津工場 |

(会場) [学科講習] 「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

※ 学科会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。(JR沼津駅から徒歩10分)

(時間) 講習1日目の学科講習は午前9時10分から午後5時まで、2日目は午前9時10分から午後6時まで(特例コースは午後5時まで)、3日目の実技講習は午前8時から午後5時まで(特例コースは午後4時まで)の予定で実施します。開始の10分前までにお集まり下さい。

3 受講料(テキスト代・消費税を含む)

《一般コース》 受講者1名について28,300円

《特例コース》 受講者1名について24,800円

4 受講申込方法

- (1) 別添の申込書に必要事項を記入され、受講料を添えて当協会にお申込下さい。受講票をお渡しします。定員に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。
- (2) 《特例コース》の申込については、「**実務経験証明書**」の提出が必要になります。
- (3) テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- (4) 一旦納入されました受講料は、講習日(1日目)の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

※ 講習会は日本語のテキストに沿った講義と、日本文字による修了試験を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5 持参するもの

- (1) (学科講習) 受講票、筆記用具及び電卓(筆算でも可能です)
- (2) (実技講習) (1)のほかに、テキスト及び作業衣・作業靴・保護帽(ヘルメット)

※実技講習の会場で、革手袋と合図用の笛を沼津労働基準協会から支給します。

なお、本人確認の為、自動車運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の何れかを持参して、席のナンバープレートの側に置いて下さい。

6 昼食弁当の受付けについて

学科講習会場の沼津労政会館1階の事務所に於いて、昼食弁当の受付けを行っております。

希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

7 学科会場の沼津労政会館は、令和3年1月から敷地内全面禁煙となりましたので、ご承知下さい。

玉掛け技能講習受講申込書

受講希望月日 (初日)	年 月 日
----------------	-------

・本様式は、A4版サイズで提出してください。(感熱紙不可)
※印欄は記入しないこと。

※受付番号	
※修了証番号	
※修了証 交付年月日	

ふりがな	()		写真貼付 ↓	写真について 3.0cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内 に撮影した上三分身 正面脱帽のもの。 (裏面に氏名を記入)
氏名	() 修了証に旧姓・通称を希望される方は()内に記入のこと。詳しくは欄外●参照			
生年月日	昭和・平成	年 月 日生		
現住所	〒 - TEL ()			
勤務先	会社名	TEL ()		
	所在地	〒 -		
連絡先	担当者名	部課名		
			TEL ()	
受講料 支払予定日	月 日 (振込・持参)		※受講料は、講習日の2週間前までにお支払下さい。	

静岡労働局長登録教習機関第1号
年 月 日 (公社) 静岡県労働基準協会連合会長 殿
(沼津労働基準協会 経由)

- (注) 1. ※印は記入しないでください。
2. 文字は明瞭に楷書で記入してください。
3. どなたでも受講できますが、下記のいずれに該当するかにより提出書類が異なりますので、該当する番号に○を記入し、2に該当する場合は次頁の証明欄に記入してください。

記

1	一般コース (資格、経験のない者)	
2	特例コース (玉掛け補助作業等に6ヵ月以上従事した者)	次頁の証明欄に記入 証明を受けること

証明書類貼付欄

- 旧姓・通称の併記を希望される方は、氏名欄の()内に旧姓・通称を記入し、以下のいずれかの書類の写しを添付して下さい。(裏面も使用して差し支えありません)
 - ①旧姓・通称が記載された自動車運転免許証
 - ②旧姓・通称が記載された健康保険被保険者証
 - ③旧氏名欄に旧姓・通称が表記された住民票又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーが記載されていないもの)
 - ④旧姓・通称が表記されたマイナンバーカード (マイナンバーが記載された裏面は不要)
 - ⑤戸籍謄本または戸籍抄本

《個人情報について》
上記の個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

玉掛けの補助作業等の実務経験証明

(玉掛け技能講習規程第4条(特例)を受ける場合の添付書類)

補助作業等の 期 間	クレーンの種類 又は 形 式	荷 の 種 類 及 び 形 状	具 体 的 な 作 業 内 容 指 導 者 の 氏 名 ・ 資 格 等
年 月 ～ 年 月	つり上げ荷重 ()トン		玉掛け技能講習修了者 () の 指導のもと

- * 1. 補助作業等の期間欄は、証明日までに所定の従事期間が必要となりますのでご注意ください。
- * 2. クレーン等の種類又は形式欄には、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等を記入して下さい。
- * 3. 荷の種類及び形状欄には、荷の一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)や鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC杭、機械部品、電気部品、その他等の形状を記入して下さい。
- * 4. 具体的な作業内容欄には、建設工事での〇〇作業、製造工場での〇〇作業における玉掛け補助作業の内容(用具等の準備、点検、玉掛けの補助等)及び主に指導した者の氏名を含めて記入して下さい。

玉掛けの補助作業の実務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者名

㊞

上記の受講者が、上記の通り玉掛けの補助作業の実務に就いたことを証明いたします。

年 月 日

事業所名

事業所所在地

代表者職氏名

㊞

- ※ ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990
ファックスでお申込みいただいた場合は、後日、実務経験証明書の原本を提出して下さい。
- ※ 受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。
恐れ入りますが、振込手数料は御社負担でお願いいたします。

静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059
受取人 沼津労働基準協会

- ※ 受講料のお振込みが確認出来ましたら、受講票を郵送いたします。